

公立大学法人熊本県立大学定款(原案)

目次

- 第1章 総則(第1条 第7条)
- 第2章 役員(第8条 第17条)
- 第3章 審議機関
  - 第1節 経営審議会(第18条 第20条)
  - 第2節 教育研究審議会(第21条 第23条)
- 第4章 業務の範囲及びその執行(第24条・第25条)
- 第5章 資本金等(第26条・第27条)
- 第6章 雑則(第28条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この公立大学法人は、大学を設置し、及び管理することにより、豊かな教養と高度な専門性を有し、総合的な知識と実践力、創造力を備えた有為な人材を育成するとともに、研究成果を社会に還元し、教育研究資源を地域に提供することを通じて、熊本県ひいては国際社会の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この公立大学法人は、公立大学法人熊本県立大学(以下「法人」という。)と称する。

(大学の設置)

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、熊本市に熊本県立大学(以下「大学」という。)を設置する。

(設立団体)

第4条 法人の設立団体は、熊本県とする。

(事務所の所在地)

第5条 法人の事務所は、熊本市に置く。

(法人の種別)

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告の方法)

第7条 法人の公告は、熊本県公報に登載して行う。

第2章 役員

(定数)

第8条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事3人以内及び監事2人以

(40×34)

内を置く。

(職務及び権限)

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、第17条各号に掲げる事項について決定しようとするときは、第15条に規定する理事会の議を経なければならない。

3 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

5 理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

6 監事は、法人の業務を監査する。

7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は熊本県知事(以下「知事」という。)に意見を提出することができる。

(理事長の任命)

第10条 理事長は、知事が任命する。

(学長の任命)

第11条 大学の学長(以下「学長」という。)は、理事長と別に任命するものとする。

2 学長を選考するため、学長選考会議(以下「選考会議」という。)を置く。

3 学長は、選考会議の選考に基づき、理事長が任命する。

4 前項の規定により任命された学長は、副理事長となるものとする。

5 選考会議は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 第18条第1項に規定する経営会議を構成する者(副理事長を除く。)の中から当該経営会議において選出された者3人

(2) 第21条第1項に規定する教育研究会議を構成する者(学長を除く。)の中から当該教育研究会議において選出された者3人

6 前項各号に掲げる者には、法人の役員及び職員以外の者(以下「学外者」という。)が含まれるようにしなければならない。

7 選考会議に議長を置き、構成員の互選によってこれを定める。

8 議長は、選考会議を主宰する。

9 第5項から前項までに定めるもののほか、選考会議の議事の手続その他選考会議に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。

(理事の任命等)

第12条 理事は、理事長が任命する。

2 法人の事務局長(以下「事務局長」という。)及び大学の副学長(以下「副学長」とい

(40×34)

う。)は、理事となるものとする。

3 理事長は、理事の任命に当たっては、学外者が含まれるようにしなければならない。

( 監事の任命 )

第 1 3 条 監事は、知事が任命する。

( 任期 )

第 1 4 条 理事長の任期は、4 年とする。

2 副理事長の任期は、法人の規程により定められる学長の任期によるものとする。

3 理事の任期は、4 年とする。

4 監事の任期は、2 年とする。

5 役員は、再任されることができる。この場合において、理事が最初の任命の際に学外者であったときの第 1 2 条第 3 項の規定の適用については、その再任の際に学外者とみなす。

( 理事会 )

第 1 5 条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

( 理事会の招集及び議事 )

第 1 6 条 理事会は、理事長が必要と認めたときに招集する。

2 理事長は、理事会の構成員から会議の目的たる事項を記載した書面を提出して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

3 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

4 議長は、理事会を主宰する。

5 理事会は、構成員の 3 分の 2 以上が出席しなければ成立しない。

6 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 監事は、理事会において意見を述べることができる。

第 1 7 条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。

( 1 ) 中期目標について知事に対し述べる意見及び年度計画に関する事項

( 2 ) 地方独立行政法人法(平成 1 5 年法律第 1 1 8 号。以下「法」という。)の規定により知事の認可又は承認を受けなければならない事項

( 3 ) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

( 4 ) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

( 5 ) 職員の人事及び評価の方針並びに定数その他経営に関する事項

( 6 ) 教育課程の編成に係る方針に関する事項

( 7 ) その他理事会が定める重要事項

### 第 3 章 審議機関

( 4 0 × 3 4 )

## 第1節 経営会議

### (設置及び構成)

第18条 法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営会議を置く。

2 経営会議は、次に掲げる委員8人以内で構成する。

(1) 理事長

(2) 副理事長

(3) 事務局長たる理事

(4) 第12条第3項の規定により、学外者として任命された理事

(5) 学外者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、理事長が任命する者

3 前項第5号に掲げる委員の数は、委員の総数の半数以上とする。

4 委員の任期は2年とする。ただし、役員である委員の任期は、当該職の任期とする。

5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

### (招集及び議事)

第19条 経営会議は、理事長が必要と認めたときに招集する。

2 理事長は、経営会議の委員(理事長を除く。)の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を提出して要求があったときは、経営会議を招集しなければならない。

3 経営会議に議長を置き、理事長をもって充てる。

4 議長は、経営会議を主宰する。

5 経営会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ成立しない。

6 経営会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (審議事項)

第20条 経営会議は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 中期目標について知事に対し述べる意見及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの

(2) 法の規定により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関するもの

(3) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項のうち、法人の経営に関するもの

(4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

(5) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

(6) 職員の定数、福利厚生等に関する事項

(7) 職員(教員を除く。)の人事及び評価に関する事項

(40×34)

- (8) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他法人の経営に関する重要事項

## 第2節 教育研究会議

### (設置及び構成)

第21条 大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究会議を置く。

2 教育研究会議は、次に掲げる委員13人以内で構成する。

- (1) 学長
- (2) 事務局長
- (3) 副学長
- (4) 学部長
- (5) 学長が定める教育研究上の重要な組織(学部を除く。)の長
- (6) 学外者で大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、学長の申出に基づき、理事長が任命する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、前項第1号から第5号までに該当する委員については、当該職の任期とする。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

### (招集及び議事)

第22条 教育研究会議は、学長が必要と認めたときに招集する。

2 学長は、教育研究会議の委員(学長を除く。)の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を提出して要求があったときは、教育研究会議を招集しなければならない。

3 教育研究会議に議長を置き、学長をもって充てる。

4 議長は、教育研究会議を主宰する。

5 教育研究会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ成立しない。

6 教育研究会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (審議事項)

第23条 教育研究会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 中期目標について知事に対し述べる意見及び年度計画に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- (2) 法の規定により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- (3) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの

(40×34)

- (4) 教育課程の編成に係る方針に関する事項
- (5) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (6) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に係る方針に関する事項
- (7) 教員の人事及び評価に関する事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他大学の教育研究に関する重要事項

#### 第4章 業務の範囲及びその執行

##### (業務の範囲)

第24条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 法人における教育研究の成果の普及及びその活用を通じ、地域社会及び国際社会の発展に寄与すること。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

##### (業務方法書)

第25条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

#### 第5章 資本金等

##### (資本金)

第26条 法人の資本金については、別表第1及び別表第2に掲げる資産を熊本県が出資するものとし、当該資本金の額は、当該資産について、出資の日現在における時価を基準として熊本県が評価した価額の合計額とする。

##### (解散に伴う残余財産の帰属)

第27条 法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産を熊本県に帰属させる。

#### 第6章 雑則

##### (規程への委任)

第28条 法人の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか

(40×34)

か、理事長が定める規程による。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この定款は、法人の成立の日から施行する。
- ( 学長の任命に関する特例 )
- 2 第 1 1 条第 3 項の規定による大学の設置後最初の学長の任命は、同項の規定にかかわらず、選考会議の選考に基づくことを要しないものとし、理事長が行う。
- 3 前項の規定により任命された学長は、副理事長となるものとする。
- 4 前項に規定する副理事長の任期は、第 1 4 条第 2 項の規定にかかわらず、4 年とする。

別表第 1 ( 第 2 6 条関係 )

資産の種別	所在地	地目	面積
土地	熊本市月出三丁目		

別表第 2 ( 第 2 6 条関係 )

資産の種別	施設名称	所在地	構造	延床面積
建物				